

(非公式訳)

投資委員会布告

第 3/2559 号

件名：ナコーンパノム県特別経済開発区の対象業種の改定増補

仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策および基準、仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 18 日付投資委員会布告第 4/2557 号、件名：特別経済開発区における投資奨励政策、および仏暦 2558 年 (2015 年) 12 月 15 日付投資委員会布告第 14/2558 号、件名：ナコーンパノム県特別経済開発区における投資奨励政策に引き続き、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 35 条の権限に基づき、投資委員会は投資奨励対象業種および条件を以下の通り発布する。

第1項 ナコーンパノム県特別経済開発区の奨励対象業種を以下の通り追加する。

1 類 農業および農産品

業種	条件
1.5.1 家畜または水棲動物の繁殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置など。
1.5.2 家畜または水棲動物 (エビを除く) の養殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境を保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステム、および環境への影響を予防・軽減する効率的なシステムの設置など。
1.6 屠殺	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却

業種	条件
	システム、肉質検査、異物検査など。
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	先端技術を使用すること。例：色彩選別機の使用、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、コーティングなど。
1.9 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉	
1.10 植物または動物からの油脂の製造(大豆からの油を除く)	1. 植物からの原油または半精製油の製造は、農産物を原材料にすること。 2. 植物からの精製油は、農産物または原油を原材料にすること。
1.11 天然エキスの製造または天然エキスからの製品の製造 (薬品、石鹼、シャンプー、歯磨き粉、化粧品を除く)	
1.14.1 基礎ゴム加工	
1.17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、または食品調合物 (Food Ingredients) の製造(アルコール飲料を除く)	1. 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。
1.19 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸	
1.20 農産物取引センター	1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60%以上が農産品に関する業務あるいはサービスであり、中に農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、残留物質検査サービスを提供

業種	条件
	すること。

## 2類 セラミックス

業種	条件
2.4.3 セラミックス製品の製造 (土器およびセラミックスタ イルを除く)	焼成および/またはアニール工程を有すること。

## 3類 軽工業

業種	条件
3.1.1 天然繊維または人工繊維の 製造	リサイクル繊維の製造について国内の残り屑・廃 棄物のみを使用すること。
3.1.2 糸または布の製造	
3.1.4 衣類、衣類部品、および家 庭用繊維製品の製造	
3.2 不織布の製造または不織布 から衛生製品 (Hygienic Products) の製造	
3.3 靴もしくは履物製品の製造、 または皮革もしくは人工皮 革からの製品の製造	
3.4 スポーツ用品あるいはその部 品の製造	
3.6 家具またはその部品の製造	
3.8 宝石および装飾品、あるいは その部品、原材料、プロトタ イプの製造	
3.11 医療用器具・機器またはその 部品の製造	

#### 4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件
4.4 汎用エンジンまたはその備品の製造	
4.5.2 機械、その備品、部品の製造およびまたは金型の修理	部品の製造工程および/またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。
4.5.3 機械組み立ておよび/またはその備品の組み立て	委員会が同意した組立工程を有すること。
4.8.5 その他自動車部品の製造	
4.12 オートバイの製造（総排気量が 248cc. 未満のものを除く）	1. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。

#### 5 類 電気・電子機器産業

業種	条件
5.1 電気製品の製造	
5.2.2 LED 電球の製造	
5.2.3 電気製品用コンプレッサーおよび/またはモーターの製造	
5.2.4 ワイヤハーネスの製造	
5.2.5 その他電気機器部品の製造	
5.3.5 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) の製造	
5.3.6 事務用電子機器の製造	
5.3.7 その他電子製品の製造	
5.4.6.2 一般 HDD および/またはその部品 (Top Cover または Base Plate または Peripheral を除く) の製造	既存機械の改修に対する投資は投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。
5.4.6.3 HDD 用 Top Cover または Base Plate または	

業種	条件
Peripheral の製造	
5. 4. 12 フレキシブルプリント基板 および/または多層プリント 配線基板および/またはその 部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。
5. 4. 13 その他記憶装置の製造	
5. 4. 14 一般プリント回路板組立 (PCBA) の製造	
5. 4. 17 オーディオビジュアル製品 用部品の製造	
5. 4. 18 事務用電子機器部品の製造	
5. 4. 19 その他電子部品の製造	

## 6 類 化学工業、紙およびプラスチック

業種	条件
6. 6 工業用プラスチック製品の 製造	プラスチック成形工程を有すること。
6. 7. 1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックシートを 2 層以上多層化する工程 を有すること。
6. 7. 2 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基 準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格 の認定を受けること。
6. 7. 3 静電防止プラスチック包装 材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	操業開始期限日から 2 年以内にクリーンルーム基 準 ISO14611 レベル 7 または米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上またはそれに相当する国際規格 の認定を受けること。
6. 8 リサイクルプラスチック製品 の製造	タイ国内のみのプラスチック層からの成形工程を 有すること。
6. 10 薬品の製造	1. 現代医薬品製造の場合は、操業開始期限日から 2 年以内に PIC/S に基づく GMP 基準の認定を

業種	条件
	<p>受けること。</p> <p>2. 伝統医薬品製造の場合は、操業開始期限日から2年以内にGMP基準の認定を受けること。</p> <p>3. 既存プロジェクトの改善の場合は、既存の機械設備は投資プロジェクトの一部とみなすが、その機械設備の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。</p>

### 7 類 サービス、公共事業

業種	条件
<p>7.1.3 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)</p>	
<p>7.4.1 物流センター (Distribution Center: DC)</p>	<p>1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。</p> <p>2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。</p>
<p>7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)</p>	<p>1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。</p> <p>2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。</p> <p>3. 以下の通り、追加の条件を定める。</p> <p>3.1 投資金額 (土地代と運転資金を除く)が1億バーツ以上であること。</p> <p>3.2 1ヵ国以上に対し物流を行うこと。</p>
<p>7.9.1.1 工業団地または工業区</p>	<p>1. 土地面積が500ライ以上あること。</p> <p>2. 工場用地は、総面積の60%以上で75%を超えてはならない。ただし、1,000ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。</p> <p>3. その他の条件は以下の通りとする。</p> <p>3.1 基幹道路の規格</p>

業種	条件
	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 総面積が 1,000 ライ以上の場合には 4 車線あり、道幅が最低 30 メートルで、交通道路表面が最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。</li> <li>- 総面積が 500 を超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、道幅が最低 20 メートルで、交通道路表面が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。</li> </ul> <p>3.2 補助道路は路面幅が最低 8.50 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。</p> <p>3.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。</p> <p>3.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。</p> <p>3.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。</p> <p>3.6 入居する工場は、天然資源・環境政策および計画事務局の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。</p> <p>3.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。</p> <p>3.8 奨励証書発給日より 2 年以内に土地の総面積の約 25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。</p>
<p>7.9.1.2 宝石・宝飾産業工業団地 または工業区</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地面積が 100 ライ以上であること。</li> <li>2. 総面積の 40%以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。</li> <li>3. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。</li> </ol>

業種	条件
	4. 十分な保安システムを設けること。 5. 会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。
7.9.1.3 ロジスティック・パーク (Logistics Park)	1. 土地総面積が 200 ライ以上あり、延べ面積 50,000 平方メートル以上の販売または賃貸用の倉庫の建設に投資すること。 2. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot:ICD) より半径 50 キロ以内またはフリーゾーン (Free Zone) 内のいずれかに立地すること。 3. 一部または全ての面積をフリーゾーン (Free Zone) とすること。 4. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または 50 以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 5. ロジスティック・パークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。 6. 登録資本金の 51%以上をタイ国籍者が保有すること。 7. 関係政府機関の同意を得ること。
7.22.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	関係政府機関の同意を得ること。
7.22.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。
7.22.3 遊園地	1. 投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 5 億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。
7.22.4 芸術文化センターまたは美術工芸展示場	投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 3,000 万バーツ以上であること。
7.22.5 野外動物園	1. 投資金額 (土地代および運転資金を除く) が 5 億バーツ以上で、土地面積が 500 ライ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 3. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の 15%以上とすること。

業種	条件
7. 22. 6 水族館	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億 バーツ以上であること。 2. 奨励証書発給日から12ヵ月以内に環境影響予 防・改善措置を作成すること。
7. 23. 3 国際展示場	1. 室内展示場が25,000平方メートル以上あるこ と。 2. 全展示場に商談室を設けること。
7. 23. 4 リハビリテーション・セ ンター	1. 治療や健康リハビリテーションのための医療技 術を使用すること。 2. 継続型リハビリテーションプログラムがあり、 利用者用の宿泊施設を有すること。

第2項 恩典は仏暦 2557 年(2014 年)12 月 18 日付投資委員会布告第 4/2557 号、件名：特別経済開発区における投資奨励政策に基づき付与する。

第3項 仏暦 2560 年（2017 年）12 月 30 日までに奨励申請書を提出すること。

仏暦 2558 年（2015 年）11 月 16 日より有効とする。

発布日： 仏暦 2559 年（2016 年）1 月 10 日

陸軍大将

(プラユット・チャンオーチャー)  
投資委員会委員長